

さが伝統産業等創造支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、佐賀県の伝統的地場産品の産業の振興を図り、未来に継承していくため、産地事業者が伝統的技術・技法等を活用しつつ、創意工夫を凝らして実施する、新規性・独創性等の高い商品開発・販路開拓等に係る事業活動に対し、予算の範囲内において、さが伝統産業等創造支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、以下のとおりとする。

- (1) 伝統的地場産品 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）に基づき指定された佐賀県内の伝統的工芸品、及び佐賀県伝統的地場産品振興対策要綱（平成5年制定）に基づき指定された伝統的地場産品（伝統工芸品に限る。以下「県指定産品」という。）、並びにそれらに準じるものとして県が特に認める伝統工芸品（以下「準じる産品」という。）をいう。
- (2) 産地事業者 伝統的地場産品の製造・販売業を主たる事業として営み、伝統的地場産品の製造される地域に主たる事業所を有するもの及び当該事業者を組合員として構成する団体（以下、「組合」という。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者（以下「補助事業者」という。）は、産地事業者を代表者とする事業者グループ（以下「産地事業者グループ」という。）とする。ただし、組合を代表者とし、第4条第2項で示す重点Bを対象事業とする場合は、組合を補助事業者とすることも可能とする。

2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。また、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(補助対象事業)

第4条 補助事業者が取り組む事業で、創意工夫を凝らして実施する、新規性・独創性等の高い商品開発・販路開拓等に係る事業活動とする。

2 前項に該当する事業のうち、県が特に認める事業（以下「重点事業」という。）は、次の各号の（1）、（2）、（3）に該当する事業（以下「重点A」という。）又は（3）、（4）、（5）に該当する事業（以下「重点B」という。）とする。

- (1) 海外展開の取組

- (2) 産地事業者グループの代表者とは異なる地場産品の製造・販売業を主たる事業として営み、県内に主たる事業所を有するもの又はクリエイター等と連携した取組
- (3) 事業化が十分見込まれる取組
- (4) インバウンド対策を含む取組
- (5) 複数の産地事業者が連携して実施する取組（見本市・展示会への出展は除く）

（補助対象経費及び補助率）

第5条 補助事業の対象となる事業、補助対象経費及び補助率は、別表1のとおりとする。ただし、交付決定前に発生した経費は対象外とする。

（事業計画書の提出）

第6条 補助事業者は、事業計画書（様式第1号）に同様式で定める書類を添えて、別に定める期日までに県に提出しなければならない。

（補助金の額の内示）

第7条 県は、前条に規定する事業計画書の提出があったときは、当該計画書の内容を審査し、補助事業として適当と認めたときは、別表1に掲げる補助対象経費のうち、必要かつ適当と認める経費について、予算の範囲内において、補助金の額の内示を行うものとする。

（補助金交付申請）

第8条 前条の補助金の内示を受けた補助事業者は、規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書（様式第2号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到着してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、20日とする。
- 3 補助事業者が第1項の補助金を申請しようとするときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方消費税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入に係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかである場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の条件）

第9条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の事業計画書の内容を変更する場合（知事の定める変更を除く。）においては、変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出して、承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく補助事業に要する経費間の20パーセント以内の金額の変更、又は変更内容が補助事業の目的に沿ったものであり、当初の申請内容と同質性が失われない範囲での事業内容の変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業を行うために締結する契約については、佐賀県ローカル発注促進要領（平成27年10月2日付）に基づき、県内企業と契約するように努めること。なお、ローカル発注の対象となる経費は、別表2のとおりとする。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、承認申請書（様式第3号の2）を知事に提出して、承認を受けること。

- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管すること。
- (7) 補助対象者は、取得財産等について、様式第4号に定める取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。
- (8) 補助事業により効用の増加した不動産及びその従物については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (9) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を返納させることがあること。

（補助金の交付決定）

第10条 知事は、補助金交付申請書を受理したときはこれを審査し、適当と認めたときは当該補助金の交付を決定し、補助事業者へ通知するものとする。

（状況報告及び調査）

第11条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の実施状況等の報告を求め、又は調査することができる。

（補助金の交付決定の取り消し）

第12条 知事は、次に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、本人の責に帰すべき事由でない場合はこの限りではない。

- (1) 補助事業の遂行が当初の計画どおり行われていない場合
- (2) 補助事業に要する経費が5割以上の減額になった場合
- (3) この要綱及び規則に違反した場合
- (4) 不正な申請をした場合

2 前項の規定は、補助金を交付した後についても適用する。

（申請の取下げ）

第13条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の日から10日以内とする。

（補助金の返還）

第14条 知事は、交付決定を取り消した場合において、対象事業の当該取り消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた補助事業者は、知事が指定する期日までに、遅滞なく補助金を返還しなければならない。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、補助事業完了後（補助事業廃止の承認を受けたときを含む）10日以内に実績報告書（様式第5号）に係る書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 第8条第3項のただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかな場合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。

3 第8条第3項のただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提

出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れ控除税額が確定した場合は、その金額を消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第5号の2）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

（補助金の交付）

第16条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書（様式第6号の1）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、補助事業を遂行するために必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を概算払いにより交付することができる。（様式第6号の2）

（工業所有権に関する届出）

第17条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権（以下「工業所有権」という。）を補助事業年度又は補助事業年度の終了後3年間以内に出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合に、当該年度の終了後30日以内に工業所有権届出書（様式第7号）を提出しなければならない。

（成果の発表）

第18条 補助事業者は、補助事業の成果の発表に努めるものとする。

2 知事は、補助事業者に対し、補助事業に基づき取得した成果の利用について指示することができるものとする。ただし、特許出願に係る成果の利用指示は、特許法第64条の規定に基づく出願公開後に行うものとする。

附 則

この要綱は、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年度分の補助金（二次募集）から適用する。

別表 1（第 5 条関係）

事業区分	経費区分	補助対象経費	補助金額・補助率
一般	事業費	試作品開発費、会場借上料、会場整備費、印刷製本費、広告宣伝費、工業所有権取得費、コンサルタント雇用料、委託費、応募料、専門家謝金、専門家旅費	【補助金額】 50 万円以内 補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計額に千円未満の端数がある場合は切り捨てる。 【補助率】 2 分の 1 以内
	その他	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費	
重点 (重点 A 及び重点 B)	事業費	旅費(重点 B の場合これを除く)、試作品開発費、借損料、会場借上料、会場整備費、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、雑役務費、保険料、工業所有権取得費、コンサルタント雇用料、委託費、応募料、専門家謝金、専門家旅費	【補助金額】 300 万円以内 補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計額に千円未満の端数がある場合は切り捨てる。 【補助率】 3 分の 2 以内
	その他	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費	

別表 2（第 9 条第 3 号関係）

経費区分	ローカル発注の対象経費
事業費	借損料、印刷製本費、広告宣伝費、委託費